

十和田産品  
わたしたちが  
売ってます  
捕 第15回



十和田湖増殖漁業  
協同組合・組合長  
こばやし よしみ  
**小林 義美 さん**  
昭和18年生まれ。  
林業に従事しつつ、  
十和田湖ひめます漁  
業や資源管理に努め  
ています。



十和田湖の名産・幻の魚  
**十和田湖ひめます**

食べられる魚が一匹もすんでいなかった十和田湖に明治36年、養殖に成功した和井内貞行さんが放流したのが始まり。現在、十和田湖増殖漁業協同組合がふ化事業を行っています。まったく臭みがなく、甘みがあり、刺身や塩焼きがおすすめ♪



● **ひめます漁はいつから始めましたか？**

宇樽部出身なので、小さい頃から父に連れられて漁に行っていました。ひめます漁でもうかることはほとんどありませんが、受け継いでいくということはとても大事だと思っています。

● **ひめます漁はどのように行いますか？**

ひめますの回遊性を利用して、網にかかるのを待つ「さし網漁」という方法です。

毎朝4～5時には、仕掛けておいた網にかかっているひめますを捕りにいきます。網を引っ張るとキラキラと銀色に光るひめますが見え、思わず笑顔になります。

● **「十和田湖ひめます」はどのような存在ですか？**

単なる魚・食材としてだけではなく、観光資源としての役割があると思います。観光地はお客さんが来なければ意味がない。漁師がいないとひめますも捕れないし、ひめますがなくなったら観光

資源が減ります。だから観光地に住む我々が、資源を生かして活路を開かなければなりません。特にひめますは、どこにでもすむ魚ではないし、資源管理がとても難しい魚。まさに幻の魚です。青森・秋田両県にまたがる「宝」ですね。

● **今後の豊富を教えてください。**

漁協では、「大間のまぐろ」や「大鰐温泉もやし」のように、地名を生かして「十和田湖ひめます」という名で地域団体商標登録を目指しています。現在、「十和田湖ひめます」をブランド化し盛り上げようと、たくさんのかたが応援しています。魚をブランド化するだけではなく、漁協としても、漁業方法や冷凍技術、加工技術など、さまざま勉強をして、付加価値を高める方法も学んでいきたいと思っています。

問とわだ産品販売戦略課 ☎ 6743

あなたの街の  
**法律相談**



～第8回～

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は、「給料・残業」についてです。

問まちづくり支援課 ☎ 6777

**Q** 毎日残業をしていますが、社長が「うちの会社は残業代はない」と言っています。

**A** 通常の雇用契約であれば、残業代を払わないということはできません。そのような慣行があったとしても、法律違反であって、法律に基づいて計算された金額の残業代を支払ってもらえます。つまり、社長が残業代ゼロと言っても法律の世界では通らないのです。

**Q** 社長が突然「今月から給料を減額する」と言い出しました。

**A** 給料の減額は、①給与規程が変更され、変更が正当な理由に基づく場合、②本人の同意がある場合など、限られた場合にしか認められません。仕事のミスなどを理由とする減給処分も簡単には認められません。一方的な給料の減額はかなり難しいと言えます。

**Q** 会社を辞めたあとでも、未払いの給料・残業代を請求できますか。

**A** 会社を辞めても請求できますが、給料などには2年の時効があります。つまり、平成25年7月に請求するならば、支払日が平成23年7月以降の給料・残業代だけになります。また、必ず問題になるのが残業時間の証拠です。普段からタイムカードをコピーしたり、タイムカードがない会社なら出社・退社時刻を手帳にメモするといった予防策をお勧めします。

**Q** 辞めるときに「今後残業代を請求しない」との確認書に署名してしまいました。

**A** このような書面に署名すると、残業代を請求できなくなる可能性があります。署名を求められたときは、内容をよく確認し、安易に署名しないように注意してください。

**Q** 社長が給料・残業代を払わないの一点張りです。

**A** まずは労働基準監督署に相談しましょう。労基署が会社に対し指導することがあります。それでも明らかでない場合は、訴訟・労働審判を行うことになるでしょう。

(文責・弁護士 十和田 亘)  
弁護士法人十枝内総合法律事務所  
☎ 4005